

第3章

地方自治法

この章では、地方自治制度の根幹を定めた地方自治法の要点を学習します。まず第1節では、地方自治の基本原則を確認した上で、この見地から我が国の地方自治法制度の歴史を振り返り、さらに現行地方自治法における各種の類型（普通地方公共団体としての都道府県と市町村、そして特別地方公共団体）を概観します。

続く第2節で、地方公共団体が処理する事務の種類や性質を説明します。自治事務と法定受託事務の区別が出発点になります。第3節は、自治立法すなわち条例と規則に関する論点の整理です。特に、法律との関係で、条例でどのようなことまで定められるのかという論点が重要です。第4節では、住民の概念を明らかにし、住民の権利義務に関する重要な原則を提示します。公共サービスの提供にあたって、行政は住民を平等に扱わなければならないといった事柄です。第5節では、間接民主制の手段である選挙の仕組みを、第6節では、住民が署名を集めて議会の解散を求めるといったような直接民主主義的な仕組み、すなわち直接請求制度を概観します。

第7節では、議決機関である議会について、その構成と権限、それに会議の開催に関する定めなどを学びます。次の第8節では、執行機関に目を向けます。地方公共団体の長、すなわち都道府県知事や市町村長の権限、及びこれらと議会との関係に関する説明が多くなります。第9節では、地方公務員という標題の下で、給与の問題などを扱います。

第10節で地方税財政の仕組みと問題点を論じ、続く第11節で財務に関する様々な仕組みを解説します。第12節では、公の施設に関する一般的な知識を身につけたうえで、指定管理者制度について学びます。第13節は、監査と住民訴訟の仕組みの学習です。今日では多くの行政分野にかかわって住民訴訟が活用されていますので、その特色を正しく理解する必要があります。

第14節では、国と地方公共団体、並びに都道府県と市町村の間における関与の仕組みを解説します。国との関係で地方公共団体の自主・自立性を捉える際に、関与の仕組みの理解が必須となります。第15節では、委員会や附属機関などの機関を地方公共団体が共同して設置する仕組み、他の地方公共団体に事務を委託する仕組み等を取り上げます。